

武蔵村山市 特定創業支援等事業

武蔵村山が創業のお手伝い!

武蔵村山市は、連携機関と「武蔵村山市創業支援等事業計画」を策定し、経済産業省及び総務省より認定を受けました。これにより、『特定創業支援等事業』を実施し、これから創業するかたや創業して5年未満のかたを対象に、各種支援をします。

特定創業支援等事業

創業塾、セミナー又は個別相談により、創業時に必要となる「経営」「財務」「人財育成」「販路開拓」の知識を身に付けることができます。



受講・相談後、市役所で証明書を発行

申込制 創業個別相談 先着順

平日

午前10時～午後5時

1人につき
1時間程度



会場：中部地区会館 会議室（武蔵村山市役所4階）
（武蔵村山市本町1-1-1）

対象：創業を目指している方、創業後間もない方

申込：原則、相談日3日前までに、電話、電子メールまたは市役所窓口で受け付け

※相談者の希望日と講師の都合を確認したうえで、開催日を決めます。

証明を受けることで、下記に記載のメリットを受けられる場合があります。

メリット 1

創業前の方が市内で株式会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。

資本金の0.7%

→ **0.35%**

最低税額 15万円

→ **7.5万円**

メリット 2

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が拡大されます。

1,000万円

→ **1,500万円**

メリット 3

創業関連保証の特例利用対象期間が拡大されます。

創業2か月前

→ **創業6か月前**

注) 元となる各制度(登録免許税の納付や創業関連の信用保証を受ける等)の要件を満たしていることが前提です。

特定創業支援等事業の内容や問合せ先等については裏面をご覧ください。

市が認定する『特定創業支援等事業』について

武蔵村山市創業支援等事業計画に記載されたもので、下表の事業に参加し、1か月以上をかけて「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けていただきます。詳細については、別途チラシやホームページでご確認いただくか、下記の間合せ先までご連絡ください。

	創業塾	個別相談会	セミナー・交流会	組合せ
武蔵村山市役所	○	○	○	○ (多摩信用金庫)
武蔵村山市商工会	○			
多摩信用金庫	○	○	○	○ (武蔵村山市役所)
西武信用金庫	○	○	○	

『証明書の発行』について

武蔵村山市が認定する特定創業支援等事業による支援を受けた次のいずれかに該当するかたは、申請により証明書の発行を受けることができます。

対象者（市が認定する特定創業支援等事業を受けたかた）

- ・創業前のかた（証明を受けようとする時点で、事業を営んでいない個人）
- ・創業後間もないかた（証明を受けようとする時点で、創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以降5年を経過していないもの）

必要書類

- ・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

※偽りその他不正の手段により証明を受けた場合や、公序良俗を害する恐れがある事業を行う場合、証明を取り消すことがあります。

※産業競争力強化法等関係法令の改廃等により、特例が適用できなくなることや内容が変更されることがあります。

※証明書の発行手数料は、無料です。

【お問合せ先／ワンストップ窓口】

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

042-565-1111 内線225

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/1005138/1000944.html>

HPID:1000944